第百十条の三第一項第一号イ中「以下」の下に「この号において」を、「をいう」の下に「。第百十八条の三第六項において同じ」を加える。

第百十二条第二項第一号ハ(2)及び第二号ハ(2)中「経過した」を「経過する」に改め、同項第三号イ(3)中「を除く」の下に「。次項第三号において「地域求職者」という」を加え、「厚生労働大臣の定める数」を「百人」に改め、同条第三項第二号イ中「厚生労働大臣の定める数」を「完了日における当該労働者の数」に改め、同項第三号イ中「同号イ(3)の雇入れに係る」を削り、「同号イ(3)の厚生労働大臣の定める数」を「満了日における当該労働者の数」に改め、同号ロを同号ハとし、同号イの次に次のように加える。

ロ　満了日後において、前項第三号イ(2)の設置に係る事業所で同号イ(3)の雇入れに係る者を雇用しなくなつたとき（当該労働者を雇用しなくなつたとき（解雇（天災その他やむを得ない理由のために事業の継続が不可能となつたこと又は労働者の責めに帰すべき理由による解雇を除く。）によるものを除く。）以後速やかに、新たに継続して雇用する労働者として地域求職者を雇い入れたときを除く。）

第百十二条第四項第一号ハ(2)及びニ中「経過した」を「経過する」に改める。

第百十五条第一号中「両立支援助成金（第百三十九条第三項の育児休業者職場復帰プログラム及び同条第四項の介護休業者復帰プログラムについての助成に係るもの）を「両立支援等助成金（第百三十九条第一項に規定するポジティブ・アクション能力アップ助成金」に改め、同条第十六号中「建設雇用改善助成金」を「建設労働者確保育成助成金」に、「第七項」を「第三項」に改める。

第百十六条の見出しを「（両立支援等助成金）」に改め、同条第一項中「の両立支援助成金」を「の両立支援等助成金」に改め、同条第五項中「又は第百三十九条第五項」を削る。

第百十八条第二項第一号ロ(1)中「(iii)に掲げる措置にあつては、介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成四年法律第六十三号。以下「介護労働者法」という。）第二条第一項に規定する介護関係業務（ハにおいて「介護関係業務」という。）のうち介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律施行規則（平成四年労働省令第十八号。ハにおいて「介護労働者法施行規則」という。）第一条第十一号、第十二号、第三十四号、第三十五号、第四十七号、第四十八号又は第五十号に掲げるサービス以外のものに係る事業を行う事業者が行うものに限る。）」を削り、同号ハ中「介護関係業務」の前に「介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成四年法律第六十三号。以下「介護労働者法」という。）第二条第一項に規定する」を加え、「介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律施行規則（平成四年労働省令第十八号）」に改める。

第百十八条の三第一項中「及び中小企業障害者多数雇用施設設置等助成金」を「、中小企業障害者多数雇用施設設置等助成金及び障害者トライアル雇用奨励金」に改め、同条第二項第一号イ中「公共職業安定所」の下に「又は職業紹介事業者（発達障害者・難治性疾患患者雇用開発助成金の支給に関し職業安定局長が定める条件に同意し、職業安定局長が定める標識を事務所の見やすい場所に掲示している者に限る。）」を加え、同条第四項中「第七号まで」を「第八号まで」に、「第八号」を「第九号」に改め、同項第九号中「第七号イ」を「第八号イ」に、「前号ト」を「前号チ」に、「同号ト」を「同号チ」に改め、同号を同項第十号とし、同項第八号中「トまで」を「チまで」に、「へまで」を「トまで」に、「トに」を「チに」に改め、同号トを同号チとし、同号への次に次のように加える。

ト　第七号に該当する事業主　自己管理講習に要した費用の二分の一の額（その額が二十五万円を超えるときは、二十五万円）

第百十八条の三第四項第八号を同項第九号とし、同項第七号ロ中「二年」の下に「（イの雇入れに係る労働者が精神障害者である場合にあつては、三年）」を加え、同号を同項第八号とし、同項第六号の次に次の一号を加える。

七　次のいずれにも該当する事業主であること。

イ　精神障害者である六十五歳未満の求職者を、公共職業安定所又は職業紹介事業者の紹介により、継続して雇用する労働者として雇い入れる事業主であること。

ロ　イの雇入れに係る者に、自らの精神的健康の管理に関する知識を修得させるための講習（その総時間数が二時間以上であるものに限る。以下この項において「自己管理講習」という。）を受講させる事業主であること。

ハ　イの雇入れの日の前日から起算して一年を経過する日までの間において、イの雇入れに係る者に自己管理講習を受講させる事業主であること。

ニ　資本金、資金、人事、取引等の状況からみて当該雇入れに係る者を雇用していた事業主と密接な関係にある他の事業主以外の事業主であること。

ホ　当該雇入れの日の前日から起算して六箇月前の日から一年を経過した日までの間（ヘにおいて「基準期間」という。）において、当該雇入れに係る事業所の労働者を解雇した事業主（天災その他やむを得ない理由のために事業の継続が不可能となつたこと又は労働者の責めに帰すべき理由により解雇した事業主を除く。）以外の事業主であること。

ヘ　当該雇入れに係る事業所に雇用されていた者であつて基準期間に離職した者のうち当該基準期間に特定受給資格者として受給資格の決定がなされたものの数等から判断して、適切な雇用管理を行つていると認められる事業主であること。

ト　当該事業主の雇用する労働者の離職状況及びイの雇入れに係る者に対する賃金の支払の状況を明らかにする書類を整備している事業主であること。

第百十八条の三に次の一項を加える。

6　障害者トライアル雇用奨励金は、第一号から第六号までのいずれにも該当する事業主に対して、第七号に定める額を支給するものとする。

一　障害者雇用促進法第二条第一号に規定する障害者のうち次のいずれかに該当する求職者を、公共職業安定所又は職業紹介事業者（障害者トライアル雇用奨励金の支給に関し職業安定局長が定める条件に同意し、職業安定局長が定める標識を事務所の見やすい場所に掲示している者に限る。イにおいて同じ。）の紹介により、継続して雇用する労働者（一週間の所定労働時間が二十時間以上の者に限る。）として雇い入れることを目的に、三箇月以内（精神障害者（ホに掲げる者を除く。）にあつては十二箇月以内、ホに掲げる者にあつては三箇月以上十二箇月以内）の期間を定めて試行的に雇用する労働者として雇い入れる事業主であること。

イ　公共職業安定所又は職業紹介事業者の紹介の日（ロ及びハにおいて「紹介日」という。）において、就労の経験のない職業に就くことを希望する者

ロ　紹介日前二年以内に、二回以上離職又は転職を繰り返している者

ハ　紹介日前において離職している期間が六箇月を超えている者

ニ　重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者

ホ　精神障害者又は発達障害者支援法第二条に規定する発達障害者（精神障害者を除く。）のうち、その障害の特性等により、一週間の所定労働時間を十時間以上二十時間未満として雇い入れられることを希望する者であつて、当該雇入れの日から起算して一年を経過する日までの間に一週間の所定労働時間を二十時間以上とすることを希望するもの

二　資本金、資金、人事、取引等の状況からみて前号の雇入れに係る労働者を雇用していた事業主と密接な関係にある他の事業主以外の事業主であること。

三　第一号の雇入れの日の前日から起算して六箇月前の日から当該雇用関係が終了した日までの間（次号において「基準期間」という。）において、当該雇入れに係る事業所の労働者を解雇した事業主（天災その他やむを得ない理由のために事業の継続が不可能となつたこと又は労働者の責めに帰すべき理由により解雇した事業主を除く。）以外の事業主であること。